

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年5月13日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県東京事務所

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成22年9月30日

(2) 本監査実施日 平成22年11月11日

3 監査結果の公表の日 平成23年1月7日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ふるさと岩手応援寄付の受入りに当たり、歳入科目を誤って調定しているものが2件、170,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入科目の誤りを防止するため、調定内容のチェックを十分に行うとともに、最終的に収入額集計表で科目及び収入額の確認を改めて行い、再発防止に努めることとした。